

日 絹 月 報

令和2年6月号 第518号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-5244-4243
URL <http://www.kinujinsen.com>

本号の主なニュース

1. 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の公表
2. 令和2年度の繭及び生糸の関税割当て
3. 当会 工業会定時総会及び連合会通常総会の開催
4. 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策の要望書」の提出
5. 令和2年度第2次補正予算案等（経済産業省関連）の概要
6. 「夏季の省エネルギーの取組について」を決定
7. 「令和元年度ものづくり基盤技術の振興施策」（ものづくり白書）について
8. 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表
9. 第134回通商問題委員会の開催

◇ 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の公表 ◇

令和2年4月24日
経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁

中小企業庁では、「令和元年度中小企業の動向」及び「令和2年度中小企業施策」（中小企業白書）、並びに「令和元年度小規模企業の動向」及び「令和2年度小規模企業施策」（小規模企業白書）を取りまとめ、本日4月24日閣議決定されましたので公表します。

1. 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の特色

2020年版白書では、中小企業・小規模事業者に期待される「役割・機能」や、それぞれが生み出す「価値」に着目し、経済的な付加価値の増大や、地域の安定・雇用維持に資




する取組を調査・分析しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、中小企業・小規模事業者における具体的な対応事例等についても掲載しています。

2. 2020年版中小企業白書・小規模企業白書のポイント





総論

- ・企業の新陳代謝が進む一方で、生産性の高い企業の廃業も。
- ・中小企業の目指す姿は多様であり、期待される役割や機能を意識した支援が重要に。
新たな価値を生み出す中小企業
- ・賃上げと利益拡大の両立を図るためには、付加価値の増大が不可欠。
- ・製品・サービスの差別化や新事業展開により、新たな価値を生み出すことが重要。
- ・異業種企業や大学との連携、人材への投資が、中小企業の可能性を拡大。
- ・製品・サービスの優位性を顧客に伝える取組や、取引条件の見直しが重要。地域で価値を生み出す小規模事業者
- ・地域の生活やコミュニティを支える小規模事業者が、住民と地域との接点に。
- ・小規模事業者は、経営者自身を含む多様な人材の活躍の場を提供。中小企業・小規模事業者と支援機関
- ・経営者側：外部支援を有効に活用し、経営改善のPDCAサイクルを回していくことが重要。
- ・支援機関側：様々な支援機関が連携することで、より効果的な支援が可能に。

関連資料

- ・ [2020年版中小企業白書・小規模企業白書をまとめました（PDF形式：182KB）](#) 
- ・ [2020年版中小企業白書・小規模企業白書の概要（PDF形式：3,128KB）](#) 
- ・ [2020年版中小企業白書・小規模企業白書～新型コロナウイルス関連部分～（PDF形式：2,414KB）](#) 

関連リンク

- ・ [2020年版中小企業白書について](#) 
- ・ [2020年版小規模企業白書について](#) 
- ・ [白書・統計情報](#) 
- ・ [2020年版中小企業白書・小規模企業白書概要（YouTube - metichannel）](#) 

担当

中小企業庁 事業環境部 調査室長 関口
担当：金井、西村

電話：03-3501-1511（内線 5241）

03-3501-1764（直通）

03-3501-1207（FAX）

E-Mail: hakusyo-chuki@meti.go.jp

◇ 令和2年度の繭及び生糸の関税割当て ◇

とうもろこし等の関税割当てに関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）の関税割当てに関する事項が令和2年4月1日付けで次のとおり定められた。

1. 割当対象物品、割当数量及び通関期限

（1）割当対象品目 繭及び生糸

（2）割当数量<注> 798トン（当会関係 487トン）

（3）通関期限 令和3年3月31日

2. その他

その他関連事項に関しては、令和2年度の繭及び生糸の関税割当てについて（令和2年3月1日付け元国際第1107号関税割当て公表第84号）による。

関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表される。

<注> 本公表による関税割当ては、繭及び生糸の共通数量（生糸換算）で行うものとし、乾繭歩合（乾繭から生糸への換算）は40%とする。

「農林水産省ホームページ」

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/>

◇ 当会 工業会定時総会及び連合会通常総会の開催 ◇

工業会令和2年度定時総会及び連合会令和2年度通常総会を5月19日（火）に開催予定であったが、5月4日（月）に政府による新型コロナウイルスに係る「緊急事態宣言」の期間延長に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止及び健康・安全確保の観点から全組合員の同意を得たうえで書面による開催となり、工業会及び連合会の令和元年度事業報告・令和元年度収支決算報告等が全組合員の賛成により承認された。

また、工業会・連合会それぞれの理事辞任に伴う後任者が選任されたが、工業会の会長互選については、会議開催による理事会が可能となるまでの間、副会長が会長を代行することとなった。

一般社団法人日本絹人織物工業会	日本絹人織物工業組合連合会
会長代行 荒井由泰(福井)	理事 辻本泰弘(西陣)
理事 舞鶴一雄(西陣)	(辞任) 服部正毅(西陣)
(辞任) 渡邊隆夫(西陣)	

◇ 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策の要望書」の提出 ◇

令和2年5月22日
日本繊維産業連盟
日本アパレル・ファッション産業協会
関西ファッション連合

日本繊維産業連盟、日本アパレル・ファッション産業協会、関西ファッション連合の3団体は、5月22日梶山弘志経済産業大臣に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策の要望書」を提出した。

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策の要望書

【1】はじめに

平素より繊維・アパレル・ファッション関係各団体の諸活動に、ご理解・ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染予防のため、4月7日に7都府県に発出された緊急事態宣言、16日の全国への拡大及び13の特定警戒都道府県が指定により、ほとんどの百貨店や商業施設が臨時休業に入った結果、百貨店、ファッションビル、ショッピングセンターなどに置かれていた店頭の春物商品は、消費者の目に触れることなく、そのまま残されています。4月の衣料品売上高も8～9割の減少へという前代未聞の状況が見込まれています。アパレル・ファッション関連企業の2019年度決算は、消費増税、暖冬による冬物衣料販売不振に喘いでおりましたが、百貨店の休業により4月の売上高が前年の1割

にも満たないうえに、家賃支払いや従業員の休業補償などが経営を圧迫しております。8日から「持続化給付金」の支給も開始されましたが、このままでは赤字転落にとどまらず、多くの企業の存続そのものが危うく、廃業・倒産が現実のものとなっています。経済環境は一企業の経営努力の範囲を超えた事態です。

【2】想定される危機的状況

（1）赤字大幅拡大、倒産企業続出

衣料品は季節商品ですが、夏物商品の販売開始もままならず、販売機会を逃した春物も含め、例年以上の商品がセール品として処理されると見込まれます。家賃の支払いや従業員の給与支払いなどは例年通りのため、4～6月期の大幅な業績悪化は確実です。その中で、EC販路の拡大でカバーする努力は続けており、売上は前年比2桁増ですが、業界のEC化率は10%前後にすぎません。デジタル化投資を進めているとはいえ、経営基盤の脆弱な中小企業はデジタル装備も道半ばであり、売上、利益とも店舗休業による売り上げ減を埋めるには程遠い状況です。その結果、中小・零細企業が多い衣料品産業は、内部留保のある大企業とは異なり、キャッシュフロー不足による倒産に追い込まれていくことが懸念されます。

（2）ドミノ倒し。繊維の全事業者に危機は波及する

アパレル・ファッション産業を商品の出口とすれば、衣料品製造に関わる縫製、染色加工、製織やニット製造、原糸メーカーから服飾資材メーカーまで、実に産業の裾野が広いのが繊維産業の特徴です。現在、春夏商品の販売だけでなく、秋冬商品の仕入れ計画も同時進行していますが、コロナ対応が終息する目途も資金繰りの当てがないため、発注の見通しすら立っていません。このため、秋冬商品に関して、既に衣料品を製造する縫製事業者、染色加工事業者、織編事業者等の中小・零細企業に影響が出始めています。特に6月以降は多くの企業で稼働率が半分にも満たない状況です。（受注残が全くない企業もあります。）たとえ、需要が戻ったとしても、キャッシュフロー不足からこのまま秋冬商品の受発注ができない状況が続けば、サプライチェーン全体に大きな影響を与え、関連中小企業の業績悪化、廃業・倒産の「ドミノ倒し」になりかねません。こうした産業構造への配慮も必要と考えます。

（3）「日本ファッションを世界へ」の基盤が危機

3月に開催予定だった日本最大級のファッションイベント「楽天ファッション・ウィーク東京」が中止されたほか、1月下旬以降、国内のファッションイベントは開催できない状況が続いています。デザイナーはネットでの発信等の工夫を行っていますが、これまで経験のない世界でのビジネスに結びついていません。大半が個人事業に近いデザイナーも事業継続が難しく、「ファッションを日本から世界へ」という基盤そのものが崩壊の危機にあります。

【3】要望事項

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策として、これまでも各種の中小企業支援策を講じていただけてきましたが、これらを維持、拡充するとともに、以下の施策を講じていただく事により繊維・アパレル・ファッション関係のキャッシュフローを支え、サプライチェーン全体の発注・生産が維持できるよう要望いたします。[3,000億円程度 上半期中に]

1) テナントへの家賃支援

テナントの事業継続のための賃料支援や、賃料を減免したディベロッパーへの税制優遇措置

2) 店舗の臨時休業に伴い衣料・雑貨関連企業を休業要請対象に

自粛協力とはいえ、実質的には休業要請企業と同様の自粛状態。休業補償の対象に加わるよう要望します。

3) 雇用調整助成金支給の申請簡素化、上限引き上げ

雇用調整助成金の申請を行おうとしても手続きが煩雑で、審査にも時間を要します。従業員の雇用を守るためにも、申請書類の簡素化、助成率の引き上げを要望します。

4) 中堅企業から大企業を救済する資本支援の対象業界に

前述の通り、アパレル・ファッション産業の不振はサプライチェーン全体に大きな影響を及ぼすことから、繊維産業全体の持続可能な成長のため、支援対象とすることを要望します。

日本繊維産業連盟
一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会
協同組合 関西ファッション連合

◇ 令和2年度第2次補正予算案等（経済産業省関連）の概要 ◇

令和2年5月27日
経済産業省
大臣官房会計課

2020年5月27日、令和2年度第2次補正予算案が閣議決定致しましたので、経済産業省関係資料を公表致します。

日本政策金融公庫等による資金繰り支援(実質無利子・無担保・既往債務借換)

令和2年度第2次補正予算案額 5兆5,683億円<うち財務省計上2兆6,335億円>

事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫等の財務基盤を強化します。

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付等

- ・日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施します。
- ・今回、特別貸付の貸付限度額及び当初3年間0.9%の金利引下げ限度額を拡充し、中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスをふくむ）の資金繰り支援に万全を期します。

②利子補給による実質無利子化

- ・一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

民間金融機関を通じた資金繰り支援（保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証）

令和2年度第2次補正予算案額 3兆2,375億円のうち財務省計上1兆4,125億円>

事業目的・概要

- ・新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を令和2年5月1日より制度開始。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減し、一定の要件を満たした場合には借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。
- ・今回、融資上限額を拡充し、資金繰り支援に万全を期します。

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

令和2年度第2次補正予算案額 1兆2,422億円

事業目的・概要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。
- ・具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫等及び商工組合中央金庫が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。
- ・また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援

令和2年度第2次補正予算案額 8,905億円のうち財務省計上7,607億円、農林水産省計上55億円>

事業目的・概要

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の事業継続のため、日本政策金融公庫の危機対応業務による資金繰り支援を行います。
- ・日本政策金融公庫の貸付け等により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が、業況が悪化している事業者の資金繰りを支援するため、長期の融資を行います。また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本金劣後ローンを提供します。これらの制度の実施にあたり、日本政策金融公庫が指定金融機関に利子補給を行うことで、中堅企業については▲0.5%の利下げを行います。

持続化給付金

令和2年度第2次補正予算案額 1兆9,400億円

事業目的・概要

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- ・このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

家賃支援給付金

令和2年度第2次補正予算案額 2兆242億円

事業目的・概要

- ・新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。
- ・給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等とします。

中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

令和2年度第2次補正予算案額 1,000億円

事業目的・概要

- ・中小企業の実産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。

- ・今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業 令和2年度第2次補正予算案額 94.0億円

事業目的・概要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が出され、インバウンドを含む観光需要の落ち込みや国内の客足減少、サプライチェーンの毀損等により、多くの中小・小規模事業者において売上げが減少している事業者が多く発生しています。
- ・こうした状況の中で、様々な支援が相次ぎ実施されているところであり、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談も急増している状況にあります。
- ・必要な支援を中小・小規模事業者に届け、雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備するため、経営支援機関の体制を強化し、きめ細かな相談対応を行っていく必要があります。
- ・これらを実現するために、よろず支援拠点や都道府県連合会・商工会・商工会議所等の体制強化を図ります。


感染症対策関連物資生産設備補助事業


令和2年度第2次補正予算案額 22.1億円

事業目的・概要

- ・新型コロナウイルス対応が長期化する中、医療現場において簡易・迅速な診断に必要な物資（抗原検査機器）や、多数の患者に対応するために必要な物資（N95マスク）等のニーズが高まっています。
- ・これらの物資の生産能力には限界がある中、早急な増産には後押しが必要な状況です。新型コロナウイルス対応が継続する懸念が残る中において、物資の供給能力を向上させるために必要な生産能力の拡充を支援します。

[経済産業省関係令和2年度第2次補正予算案（概要）（PDF形式：579KB）](#) 

[令和2年度第2次補正予算案の事業概要（PR資料）（PDF形式：566KB）](#) 

[令和2年度第2次補正予算案等における金融支援策（PDF形式：469KB）](#) 

◇ 「夏季の省エネルギーの取組について」を決定 ◇

令和2年5月27日
資源エネルギー庁

6月から9月において夏季の省エネルギーの取組を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議で「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されています。本日、当該会議（書面開催）にて「夏季の省エネルギーの取組について」（別添）を決定しました。この決定に基づき、6月から9月までの夏の省エネキャンペーンの期間において、各方面に省エネルギーの取組を呼びかけ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとしています。また、政府自らも率先して、冷房中の室温の適正化や照明の削減など、省エネルギーの取組を実践します。

添付資料

[夏季の省エネルギーの取組について（PDF形式：567KB）](#) 

担当

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課長 江澤

担当者：松田、桑山

電話：03-3501-1511（内線 4541～4）

03-3501-9726（直通）

03-3501-8396（FAX）

◇ 「令和元年度ものづくり基盤技術の振興施策」（ものづくり白書）について ◇

令和2年5月29日

経済産業省



「令和元年度ものづくり基盤技術の振興施策」は、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第8条に基づく、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書です。本報告書は、経済産業省、厚生労働省、文部科学省の3省共同で作成作業を行い、本日5月29日、閣議決定されました。

今回のものづくり白書のポイント

今回のものづくり白書では、新型コロナウイルス感染症の拡大、米中貿易摩擦、地政学リスクの高まり等、不確実性が常態化し、サプライチェーンの再編など大きな変化を迫られている中で、我が国製造業がとるべき新しい戦略を提示します。

具体的には、予測困難な環境の激変に対し、企業が迅速かつ柔軟に対応する能力である「企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）」こそが、これからは決定的に重要になることを明らかにします。その上で、この「ダイナミック・ケイパビリティ」を高めるためには、デジタルトランスフォーメーションの推進、設計力の強化、人材強化が必要であることを示した上で、その具体的な方策を、数々の事例とともに論じています。

参考資料


- ・ [2020年版ものづくり白書（令和元年度ものづくり基盤技術の振興施策）の概要](#)
- ・ [目次、コラム目次](#)

2020年版ものづくり白書




- ・ [2020年版ものづくり白書（全体版）](#)

第1部 ものづくり基盤技術の現状と課題



総論

- ・ [総論 不確実性の時代における製造業の企業変革力](#)




第1章 我が国ものづくり産業が直面する課題と展望

- ・ [第1節 我が国製造業の足下の状況](#)
- ・ [第2節 不確実性の高まる世界の現状と競争力強化](#)
- ・ [第3節 製造業の企業変革力を強化するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進](#)

第2章 ものづくり人材の確保と育成

- ・ [第1節 デジタル技術の進展ともものづくり人材育成の方向性](#)
- ・ [第2節 ものづくり産業における人材育成の取組について](#)

第3章 ものづくりの基盤を支える教育・研究開発

- ・ [第1節 不確実性の高まる社会の変化に対応することのできる人材の育成](#)
- ・ [第2節 ものづくり人材を育む教育・文化芸術基盤の充実](#)
- ・ [第3節 Society 5.0を実現するための研究開発の推進](#)

第2部 令和元年度においてものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策

- ・ [令和元年度においてものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策](#)

関連リンク

[経済産業省 白書・報告書 製造基盤白書](#)

[2020年版ものづくり白書](#)

担当

製造産業局ものづくり政策審議室長 中野

担当者：住田、中村、中田、山本

電話：03-3501-1511（内線 3641）

03-3501-1689 (直通)

03-3501-6588 (FAX)

◇ 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表 ◇

令和2年6月10日

経済産業省

2020年5月18日に開催した「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入し、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。多くの企業経営者の方々に「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、関係府省が一体となって働きかけを進めます。

1. 趣旨

中小企業庁では、大企業と中小企業との共存共栄を図るため、「価値創造企業に関する賢人会議」（座長：三村日本商工会議所会頭）を設置し、本年2月に、個社による「自主行動宣言」による取組の見える化などを内容とする「中間報告」をとりまとめました。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者の経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、取引適正化等を促進する体制の整備を進めることとしています。

これらを受け、経済界・労働界の代表及び関係閣僚をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置しました。

本年5月18日に開催した第1回会議において、

1. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、中小企業・小規模事業者への「取引条件のしわ寄せ」を防止するとともに、引き続き下請取引の適正化を進める
2. サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する

ことについて議論を行いました。その上で、個別の企業が上記1. 2. に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みと、宣言状況を一覧できる仕組みを導入することを確認しました。

本年度下期の取引条件が固まる8月に向け、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を公表して頂けるよう、各業界の協力を得て、取組を広げて参ります。

2. 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表

個々の企業は、作成した宣言を（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにWEB上で提出し、提出された宣言は、同サイト上に掲載されます。

[提出先 URL](#)

提出・作成方法の詳細は、添付の「参考資料」を御確認ください。

（参考）パートナーシップ構築推進会議

経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭、日本労働組合総連合会会長をメンバーとする会議。

第1回会議の概要は下記参照。

- ・ [内閣府 未来を拓くパートナーシップ推進会議](#)

関連資料

- ・ [「パートナーシップ構築宣言」のひな形（PDF形式：230KB）](#)
- ・ [「パートナーシップ構築宣言」公表要領（令和2年5月18日 パートナーシップ構築推進会議決定）（PDF形式：154KB）](#)
- ・ [「パートナーシップ構築宣言」記載要領（PDF形式：515KB）](#)
- ・ [「パートナーシップ構築宣言」記載見本1（PDF形式：192KB）](#)
- ・ [「パートナーシップ構築宣言」記載見本2（PDF形式：187KB）](#)
- ・ [「パートナーシップ構築宣言」広報資料（PDF形式：331KB）](#)

担当

中小企業庁事業環境部企画課長 神崎

担当者：和久津、北川

電話：03-3501-1511（内線5231）

03-3501-1765（直通）

03-3501-7791（FAX）

◇ 第134回通商問題委員会の開催 ◇

第134回通商問題委員会が6月10日（水）に開催され（1）日本の繊維貿易の現状（2）各国とのEPA交渉状況（3）EPA産業協力の現状（4）公募中の補助事業の紹介等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

(1) 輸出入全般の動向

① 2020年4月の現況

円ベースでは、輸出は前年同月比81.3%、輸入は124.0%と3月と同様、単月で輸出減の輸入増である。(参考：2020年3月単月は、輸入87.0%、輸入110.3%。2月は輸出114.1%、輸入64.9%。)

輸出(円ベース)は、前年同期比で2018通期では101.7%、2019通期では98.3%であった。2020年に入り乱高下しているが、1月～4月では95.5%となっている。

一方、輸入は前年同期比で2018年通期では106.0%、2019年通期では97.0%であった。2020年に入り、輸出同様に乱高下しているが、1月～4月では98.3%となっている。

項目	2020年4月				2020年1月～4月			
	金額		前年同月比		金額		前年同期比	
	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース
輸出	64,062	593	81.3%	84.1%	277,037	2,549	95.5%	97.3%
輸入	433,037	4,013	124.0%	128.3%	1,368,447	12,617	98.3%	100.2%

② 繊維品別輸出入実績(2020年1月～4月累計・前年同期比)

輸出(円ベース)		輸入(円ベース)	
繊維原料	112.3%	繊維原料	84.0%
糸類(紡績糸・合繊糸)	92.7%	糸類(紡績糸・合繊糸)	82.9%
綿糸	55.4%	綿糸	84.5%
毛糸	70.0%	毛糸	60.6%
合繊糸	93.0%	合繊糸	85.8%
織物	86.7%	織物	86.6%
綿織物	76.4%	綿織物	86.4%
毛織物	67.5%	毛織物	68.2%
合繊織物	84.6%	合繊織物	83.7%
二次製品	97.9%	二次製品	99.6%

(2) 各国・地域別輸出入の動向

① 輸出(2020年1～4月累計 前年同期比(円ベース))

東南アジア(中国含む):95.1%、米州:95.9%、欧州:93.2%、中国:88.0%、シェアは25.3%(前年比▲2.2pt)と1～4月累計では輸出額、シェア共に減であるが、特に輸出額は大幅減である。

アセアン:94.4%、シェアは25.2%(前年比▲0.3pt)。輸出増でシェア共に減である。

2020年1月～4月累計で、前年同期対比110%以上は、台湾119.2%、香港114.9%と欧州のその他（ベルギー、スイス等やロシア等の東欧）が116.4%など。

シェアが安定して伸長していたベトナムの構成比は11.8%（前年同期比▲0.6pt）と低調。

②輸入（2020年1月～4月累計 前年同期比（円ベース））

東南アジア（中国含む）：99.7%、米州：97.0%、欧州：81.8%、中国：100.2%、シェアは55.7%（前年比+0.9pt）と若干回復してきた。アセアン：101.4%、シェアは28.9%（前年同期比+0.8pt）と輸入額・シェア共に微増である。

1月～4月累計で前年同期比増は香港122.6%、ミャンマー115.5%などである。

ベトナムのシェアは13.7%（前年同期比+1.1pt）と伸び方がやや落ち着いて来た。

2. 次回日程について

第135回通商問題委員会の日程は、未定。

動 向

- 5月19日 当会 日絹工業会理事会・定時総会、日絹連合会理事会・通常総会
- 5月27日 シルクセンター国際貿易観光会館 令和2年度第1回定例理事会
- 5月28日 織貿会館 第21回理事会
- 6月 1日 ケケン試験認証センター 監事監査会
- 6月10日 日本繊維産業連盟 第134回通商問題委員会
- 6月17日 織貿会館 第11回評議員会、第22回理事会および第12回評議員会

会議予定

- ☆ ケケン試験認証センター 第4回理事会
6月23日（火）14時～ 於：KKRホテル東京
- ☆ 繊維評価技術協議会 令和2年度総会、第2回理事会
6月25日（木）14時～ 於：WTCコンファレンスセンター
- ☆ ケケン試験認証センター 評議員会

6月25日(木) 14時～ 於:KKRホテル東京

イベント

☆ 2020 桐生織物 “織姫展”

《京都展》

6月24日(水) 9時～17時

25日(木) 9時～15時

会場:彩麗館(京都 丸池藤井ビル3F)

《東京展》

7月7日(火) 10時～17時

8日(水) 9時～16時

会場:綿商会館 4F

☆ TOCHIO TEXTILE COLLECTION '21 S/S ORINAS EXPO

8月5日(水) 10時30分～18時

6日(木) 10時30分～16時30分

会場:表参道・新潟館 ネスパス3F

☆ The Japan Observatory at MilanoUnica 2021 Autumn/Winter

9月7日(月)～9日(水) 9時～18時30分

会場:イタリア ミラノ市 ローフィエラ ミラノ

☆ Intertextile 上海 Apparel Fabrics Japan Pavilion 2020 Autumn Edition

9月23日(水)～25日(金) 9時～18時

会場:中国 上海 中國國家會展中心

官公庁からの案内情報

《厚生労働省》

- ・ 犯罪被害者のための休暇

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/hanzaihigai.html>

- ・ 病気療養のための休暇

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/recuperation.html>